

令和 7 年

第 2 回おいらせ町議会定例会

議 案 書

青森県おいらせ町

令和 7 年 第 2 回おいらせ町議会定例会議案書 目次

議案番号	件 名	頁
報告第 5 号	専決処分の報告について（木ノ下中学校講堂改築工事（建築）請負契約の変更契約の締結について）	5
報告第 6 号	専決処分の報告について（木ノ下中学校講堂改築工事（電気設備）請負契約の変更契約の締結について）	7
報告第 7 号	専決処分の報告について（木ノ下中学校講堂改築工事（機械設備）請負契約の変更契約の締結について）	9
報告第 8 号	専決処分の報告について（町民交流センター照明器具改修工事請負契約の変更契約の締結について）	11
承認第 7 号	専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度おいらせ町病院事業会計補正予算（第 1 号）について）	13
報告第 9 号	令和 6 年度おいらせ町一般会計継続費繰越計算書について	15
報告第 10 号	令和 6 年度おいらせ町一般会計繰越明許費繰越計算書について	17
報告第 11 号	令和 6 年度おいらせ町下水道事業会計予算繰越計算書について	19
諮問第 2 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	21
議案第 43 号	おいらせ町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて	23
議案第 44 号	おいらせ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	25
議案第 45 号	おいらせ町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	27
議案第 46 号	おいらせ町移動等円滑化のために必要な町道の構造及び特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	31
議案第 47 号	神明橋橋梁補修工事請負契約の締結について	33
議案第 48 号	下田公園野球場クレイ舗装等改修工事請負契約の締結について	35
議案第 49 号	令和 7 年度おいらせ町一般会計補正予算（第 1 号）について	37
議案第 50 号	令和 7 年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について	42

議案番号	件 名	頁
議案第 5 1 号	令和 7 年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について	45
議案第 5 2 号	令和 7 年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について	48

報告第 5 号

専決処分の報告について

木ノ下中学校講堂改築工事（建築）請負契約の変更契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和 7 年 6 月 5 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

専決第 1 2 号

木ノ下中学校講堂改築工事（建築）請負契約の変更契約の締結について

令和 6 年第 3 回おいらせ町議会定例会議案第 4 7 号をもって議会の議決を経た、木ノ下中学校講堂改築工事（建築）請負契約の一部を変更し、次のとおり契約を締結することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項及びおいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定について（平成 1 8 年 9 月 1 1 日おいらせ町議会議決）第 3 号イの規定により、次のとおり専決処分する。

工事期間変更

変更後	令和 6 年 9 月 1 0 日から令和 7 年 1 0 月 3 1 日まで
変更前	令和 6 年 9 月 1 0 日から令和 7 年 8 月 2 9 日まで

令和 7 年 5 月 2 2 日 専決

おいらせ町長 成 田 隆

報告第 6 号

専決処分の報告について

木ノ下中学校講堂改築工事（電気設備）請負契約の変更契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和 7 年 6 月 5 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

専決第 13 号

木ノ下中学校講堂改築工事（電気設備）請負契約の変更契約の締結
について

令和 6 年第 3 回おいらせ町議会定例会議案第 48 号をもって議会の議決を経た、木ノ下中学校講堂改築工事（電気設備）請負契約の一部を変更し、次のとおり契約を締結することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項及びおいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定について（平成 18 年 9 月 11 日おいらせ町議会議決）第 3 号イの規定により、次のとおり専決処分する。

工事期間変更

変更後	令和 6 年 9 月 10 日から令和 7 年 10 月 31 日まで
変更前	令和 6 年 9 月 10 日から令和 7 年 8 月 29 日まで

令和 7 年 5 月 22 日 専決

おいらせ町長 成 田 隆

報告第 7 号

専決処分の報告について

木ノ下中学校講堂改築工事（機械設備）請負契約の変更契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和 7 年 6 月 5 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

専決第 1 4 号

木ノ下中学校講堂改築工事（機械設備）請負契約の変更契約の締結
について

令和 6 年第 3 回おいらせ町議会定例会議案第 4 9 号をもって議会の議決を経た、木ノ下中学校講堂改築工事（機械設備）請負契約の一部を変更し、次のとおり契約を締結することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項及びおいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定について（平成 1 8 年 9 月 1 1 日おいらせ町議会議決）第 3 号イの規定により、次のとおり専決処分する。

工事期間変更

変更後	令和 6 年 9 月 1 0 日から令和 7 年 1 0 月 3 1 日まで
変更前	令和 6 年 9 月 1 0 日から令和 7 年 8 月 2 9 日まで

令和 7 年 5 月 2 2 日 専決

おいらせ町長 成 田 隆

報告第 8 号

専決処分の報告について

町民交流センター照明器具改修工事請負契約の変更契約の締結について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 6 月 5 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

専決第 1 5 号

町民交流センター照明器具改修工事請負契約の変更契約の締結について

令和 6 年第 2 回おいらせ町議会臨時会議案第 6 1 号をもって議会の議決を経た、町民交流センター照明器具改修工事請負契約の一部を変更し、次のとおり契約を締結することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項及びおいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定について（平成 1 8 年 9 月 1 1 日おいらせ町議会議決）第 3 号アの規定により、次のとおり専決処分する。

変更契約金額	1, 6 6 1, 0 0 0 円の減額
変更後の契約金額	1 0 3, 3 8 9, 0 0 0 円
変更前の契約金額	1 0 5, 0 5 0, 0 0 0 円

令和 7 年 5 月 2 2 日 専決

おいらせ町長 成 田 隆

承認第 7 号

専決処分の承認を求めることについて

令和 7 年度おいらせ町病院事業会計補正予算(第 1 号)を地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年 6 月 5 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

専決第 1 1 号

令和 7 年度おいらせ町病院事業会計補正予算（第 1 号）について

（総則）

第 1 条 令和 7 年度おいらせ町病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 7 年度おいらせ町病院事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収 入		
第 1 款 事業収益	1, 135, 272 千円	9, 900 千円	1, 145, 172 千円
第 1 項 医業収益	951, 954 千円	9, 900 千円	961, 854 千円
	支 出		
第 1 款 事業費用	1, 135, 272 千円	9, 900 千円	1, 145, 172 千円
第 1 項 医業費用	1, 127, 923 千円	9, 900 千円	1, 137, 823 千円

令和 7 年 5 月 9 日 専決

おいらせ町長 成 田 隆

報告第 9 号

令和 6 年度おいらせ町一般会計継続費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 145 条第 1 項の規定に基づき、令和 6 年度おいらせ町一般会計予算のうち令和 7 年度に繰り越したものについて、別紙のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 5 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

令和6年度おいらせ町一般会計継続費繰越計算書

(単位:円)

(単位：円)

款	項	事業名	継続費 の総額	令和6年度継続費予算現額			支出済額 及び支出 見込額	残 額	翌年度 繰 次 繰越額	左 の 財 源 内 訳			
				予 算 計上額	前年度 繰 次 繰越額	計				繰越金	特 定 財 源		
											国・県 支出金	地方債	その他
2 総務費	1 総務管 理費	新庁舎建設 測量・調査 ・設計事業	271,294,000	99,658,000	0	99,658,000	16,431,800	83,226,200	83,226,200	72,626,200	0	10,600,000	0
10 教育費	3 中学校 費	木ノ下中学 校講堂改築 事業	850,852,000	420,426,000	0	420,426,000	420,425,500	500	500	500	0	0	0
合 計			1,122,146,000	520,084,000	0	520,084,000	436,857,300	83,226,700	83,226,700	72,626,700	0	10,600,000	0

令和7年6月5日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

報告第 10 号

令和 6 年度おいらせ町一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定に基づき、令和 6 年度おいらせ町一般会計予算のうち令和 7 年度に繰り越したものについて、別紙のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 5 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

令和6年度おいらせ町一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国・県支出金	地方債	その他	
2 総務費	2 企画費	生活支援商品券支給事業	78,661,000	78,649,000		72,549,000			6,100,000
3 民生費	1 社会福祉費	住民非課税世帯等臨時特別給付金事業	25,070,000	11,602,000		11,558,000			44,000
		原油価格・物価高騰対策支援事業	5,040,000	2,100,000		1,450,000			650,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	町道舗装補修事業	79,167,000	79,167,000			79,100,000		67,000
		橋りょう整備事業	5,940,000	5,940,000			5,300,000		640,000
		除雪車両更新事業	36,300,000	36,300,000			36,300,000		0
10 教育費	2 小学校費	小学校防犯施設整備事業	34,582,000	34,582,000		15,709,000	18,800,000		73,000
	3 中学校費	中学校防犯施設整備事業	21,156,000	21,156,000		9,633,000	11,500,000		23,000
	5 保健体育費	町民交流センター照明器具改修事業	108,141,000	108,141,000	5,000,000		94,600,000		8,541,000
合 計			394,057,000	377,637,000	5,000,000	110,899,000	245,600,000	0	16,138,000

令和7年6月5日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

報告第 1 1 号

令和 6 年度おいらせ町下水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 2 6 条第 1 項の規定に基づき、令和 6 年度おいらせ町下水道事業会計予算のうち令和 7 年度に繰り越したものについて、別紙のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 5 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

令和6年度おいらせ町下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越 額に係る繰 越を要する たな卸資産 の購入限度 額	説 明
						国・県 支出金	企業債	損益勘定 留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	古間木山地区農業集 落排水処理施設改修 事業	3,641,000	0	3,641,000	0	0	3,641,000	0	0	資材（プロワ 装置）調達に あたりメー カーからの納 入に時間を要 したため
		下水道管きょ等点検 調査事業	38,706,000	33,231,000	2,000,000	800,000	0	1,200,000	3,475,000	0	事業計画の再 検討に時間を 要したため

令和7年6月5日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

諮問第 2 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

推薦する者の住所、氏名、生年月日

氏	名	さ	とう	おさむ
		佐	藤	修

令和 7 年 6 月 5 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

人権擁護委員（和田貴美子氏）の退任に伴い、後任の委員に佐藤修氏を候補者として推薦することについて、意見を求めるものである。

諮問第 2 号参考資料

議案第 4 3 号

おいらせ町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

下記の者をおいらせ町教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

任命する者の住所、氏名、生年月日

氏	名	まつ	ばやし	よし	かず
		松	林	義	一

令和 7 年 6 月 5 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

おいらせ町教育委員会教育長（松林義一氏）の任期満了に伴い、引き続き同氏を任命するため提案するものである。

議案第 4 3 号参考資料

議案第 4 4 号

おいらせ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例について

おいらせ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
を別紙のとおり定める。

令和 7 年 6 月 5 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 7 6 号）の一部改正に伴い、青森県の取り扱いに準じ、育児を行う職員の時間外勤務の制限について、所要の改正を行うため提案するものである。

おいらせ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する 条例

おいらせ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年おいらせ町条例第34号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項中「職員が、規則の定めるところにより、その」を削り、「、当該職員」を「当該職員」に改め、「おいて同じ。）」の次に「のある職員が、規則で定めるところにより、当該子」を加え、同項第1号中「のある職員」を削り、同項第2号中「のある職員であって、規則で定めるもの」を削り、同条第2項中「職員が、規則の定めるところにより、その」を削り、「、当該職員」を「当該職員」に、「を養育する」とあるのは、「」を「」とあるのは」に、「を介護する職員が、規則の定めるところにより、」を「」と、「当該子を養育する」とあるのは「」に改める。

第8条の3第2項及び第4項中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 5 号

おいらせ町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
について

おいらせ町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別
紙のとおり定める。

令和 7 年 6 月 5 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 1 0 号）の一部改正に伴い、青森県の取り扱いに準じ、育児を行う職員の部分休業について、所要の改正を行うため提案するものである。

おいらせ町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
おいらせ町職員の育児休業等に関する条例（平成１８年おいらせ町条例
第３５号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第１９条第３項」を「第１９条第６項」に、「及び第２項の」
を「から第３項まで及び第５項の」に改める。

第１９条第２号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「除く」の次
に「。次条及び第２５条第２項において同じ」を加える。

第２０条の見出し中「部分休業」を「第１号部分休業」に改め、同条第
１項を次のように改める。

育児休業法第１９条第２項第１号に掲げる範囲内で請求する部分休
業（以下「第１号部分休業」という。）の承認は、３０分を単位として
行うものとする。

第２０条第２項及び第３項中「部分休業」を「第１号部分休業」に改め
る。

第２１条及び第２２条を次のように改める。

（第２号部分休業の承認）

第２１条 育児休業法第１９条第２項第２号に掲げる範囲内で請求する
部分休業（以下「第２号部分休業」という。）の承認は、１時間を単位
として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、そ
れぞれ当該各号に定める時間数の第２号部分休業を承認することがで
きる。

- (1) １回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある
場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき
当該勤務時間の時間数
- (2) 第２号部分休業の残時間数に１時間未満の端数がある場合であっ
て、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時
間数

（育児休業法第１９条第２項の条例で定める１年の期間）

第22条 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第23条を第27条とし、第22条の次に次の4条を加える。

(育児休業法第19条第2項第2号の条例で定める時間)

第23条 育児休業法第19条第2項第2号の条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第24条 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生ずることとなったこととする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第25条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第18条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を減額した給与を支給する。

2 部分休業をしている非常勤職員の給与については、前項の規定の適用を受ける職員との権衡を考慮し、予算の範囲内で任命権者が定める。

(部分休業の承認の取消事由)

第26条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が育児休業法第19条第3項の規定による変更をしたときとする。

附 則

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における改正後のおいらせ町職員の育児休業等に関する条例第23条の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

議案第 4 6 号

おいらせ町移動等円滑化のために必要な町道の構造及び特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

おいらせ町移動等円滑化のために必要な町道の構造及び特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 6 月 5 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うため提案するものである。

おいらせ町移動等円滑化のために必要な町道の構造及び特定公園
施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

おいらせ町移動等円滑化のために必要な町道の構造及び特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成２５年おいらせ町条例第１号）の一部を次のように改正する。

第３６条第６号中「第２１条第２項第１号」を「第２２条第２項第１号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 7 号

神明橋橋梁補修工事請負契約の締結について

神明橋橋梁補修工事請負契約を別紙のとおり締結するものとする。

令和 7 年 6 月 5 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号及びおいらせ町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 8 年おいらせ町条例第 4 9 号）第 2 条の規定により、神明橋橋梁補修工事請負契約を締結するため提案するものである。

別 紙

- 1 契約の目的 神明橋橋梁補修工事
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 1 2 2 , 3 2 0 , 0 0 0 円
- 4 契約の相手方 青森県上北郡おいらせ町立蛇 7 1 番地
株式会社 柏崎組
代表取締役社長 柏崎 尚久

議案第 4 8 号

下田公園野球場クレイ舗装等改修工事請負契約の締結について

下田公園野球場クレイ舗装等改修工事請負契約を別紙のとおり締結するものとする。

令和 7 年 6 月 5 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号及びおいらせ町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 8 年おいらせ町条例第 4 9 号）第 2 条の規定により、下田公園野球場クレイ舗装等改修工事請負契約を締結するため提案するものである。

別 紙

- 1 契約の目的 下田公園野球場クレイ舗装等改修工事
- 2 契約の方法 条件付き一般競争入札
- 3 契約金額 93,280,000円
- 4 契約の相手方 青森県上北郡おいらせ町深沢平88番地
株式会社 種市建業
代表取締役 小向 卓美

議案第 4 9 号

令和 7 年度おいらせ町一般会計補正予算（第 1 号）について

令和 7 年度おいらせ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8 5, 8 8 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 2, 4 0 0, 8 8 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表地方債補正」による。

令和 7 年 6 月 5 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		2,411,917	22,612	2,434,529
	2 国庫補助金	760,651	22,612	783,263
19 繰入金		449,077	60,472	509,549
	2 基金繰入金	449,075	60,472	509,547
21 諸収入		72,998	1,800	74,798
	5 雑入	63,525	1,800	65,325
22 町債		778,700	1,000	779,700
	1 町債	778,700	1,000	779,700
歳 入 合 計		12,315,000	85,884	12,400,884

歳 出

(単位: 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		102,595	5,282	107,877
	1 議会費	102,595	5,282	107,877
2 総務費		1,825,400	3,577	1,828,977
	1 総務管理費	771,176	△2,679	768,497
	2 企画費	641,565	4,420	645,985
	3 徴税費	254,597	△2,078	252,519
	4 戸籍住民登録費	113,747	3,914	117,661
3 民生費		4,616,017	54,006	4,670,023
	1 社会福祉費	1,990,415	4,745	1,995,160
	2 児童福祉費	2,625,602	49,261	2,674,863
4 衛生費		971,550	△4,643	966,907
	1 保健衛生費	395,142	△6,256	388,886
	2 清掃費	330,470	1,613	332,083
6 農林水産業費		241,527	△920	240,607
	1 農業費	218,365	△1,010	217,355
	2 林業費	11,246	90	11,336
7 商工費		113,206	△107	113,099
	1 商工費	113,206	△107	113,099
8 土木費		1,201,154	27,122	1,228,276
	1 土木管理費	94,149	2,154	96,303
	2 道路橋りょう費	632,917	9,100	642,017
	3 都市計画費	464,376	6,694	471,070
	4 住宅費	9,712	9,174	18,886
10 教育費		1,850,729	1,567	1,852,296
	1 教育総務費	195,161	3,249	198,410
	2 小学校費	167,495	435	167,930

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費	4 社会教育費	305,882	△7,472	298,410
	5 保健体育費	563,356	5,355	568,711
歳 出 合 計		12,315,000	85,884	12,400,884

第2表 地 方 債 補 正

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
阿光坊地区農事集会所 改修事業 (適正管理推進事業)	千円 11,700	証書借入	年3.5%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借入れる場 合、利率の見 直しを行った 後において は、当該見直 し後の利率)	政府資金について は、その融資条件に より、銀行その他の 場合にはその債権者 と協定するものによ る。 ただし、町財政の 都合により据置期間 及び償還期限を短縮 し、又は繰上償還も しくは低利に借換え することができる。	千円 12,300	証書借入	年3.5%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借入れる場 合、利率の見 直しを行った 後において は、当該見直 し後の利率)	政府資金について は、その融資条件に より、銀行その他の 場合にはその債権者 と協定するものによ る。 ただし、町財政の 都合により据置期間 及び償還期限を短縮 し、又は繰上償還も しくは低利に借換え することができる。
川口保育園整備費補助 事業	68,700				69,100			

議案第 5 0 号

令和 7 年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
について

令和 7 年度おいらせ町の国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1, 9 6 2 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2, 3 9 8, 9 1 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 6 月 5 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		289,385	△1,962	287,423
	1 一般会計繰入金	231,685	△1,962	229,723
歳 入	合 計	2,400,880	△1,962	2,398,918

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		54,768	△1,962	52,806
	1 総務管理費	49,332	△1,962	47,370
歳 出	合 計	2,400,880	△1,962	2,398,918

議案第 5 1 号

令和 7 年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について

令和 7 年度おいらせ町の介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4, 4 5 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2, 4 3 4, 2 0 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 6 月 5 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰入金		471,065	4,452	475,517
	1 一般会計繰入金	424,694	4,452	429,146
歳 入	合 計	2,429,756	4,452	2,434,208

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		106,391	4,452	110,843
	1 総務管理費	90,857	4,452	95,309
歳 出	合 計	2,429,756	4,452	2,434,208

議案第 5 2 号

令和 7 年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
について

令和 7 年度おいらせ町の後期高齢者医療特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2, 8 8 8 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 0 8, 7 8 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 6 月 5 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		108,562	△2,888	105,674
	1 一般会計繰入金	108,562	△2,888	105,674
歳 入	合 計	311,677	△2,888	308,789

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		23,138	△2,888	20,250
	1 総務管理費	20,962	△2,888	18,074
歳	出	合	計	
		311,677	△2,888	308,789

令和 7 年第 2 回おいらせ町議会定例会 議案書添付参考資料

No.	内 容	頁
1	諮問第 2 号関係 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	52
2	議案第 43 号関係 おいらせ町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて	53
3	議案第 44 号関係 おいらせ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例 新旧対照表（抜粋）	54
4	議案第 45 号関係 おいらせ町職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表（抜粋）	57
5	議案第 46 号関係 おいらせ町移動等円滑化のために必要な町道の構造及び特定公園施設の設置に関する基準を定める条例 新旧対照表（抜粋）	60
6	議案第 47 号関係 神明橋橋梁補修工事請負契約の締結について 入開札一覧表	61
7	議案第 48 号関係 下田公園野球場クレイ舗装等改修工事請負契約の締結について 入開札一覧表	62

1 諮問第 2 号関係

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

推薦する者の住所、氏名、生年月日

		さ	とう	おさむ
氏	名	佐	藤	修

2 議案第43号関係

おいらせ町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

任命する者の住所、氏名、生年月日

		まつ	ばやし	よし	かず
氏	名	松	林	義	一

3 議案第4号関係

おいらせ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例 新旧対照表（抜粋）

改 正 案	現 行
（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務） 第8条の2 任命権者は、次に掲げる子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって<u>当該職員</u>が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童及び児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に同法第6条の4第1号に規定する養育里親として同法第27条第1項第3号の規定により委託されている者を含む。以下この項及び次条において同じ。）<u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子</u>を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則の定めるところにより当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割り振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。 (1) 小学校就学の始期に達するまでの子 (2) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子 2 前項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項	（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務） 第8条の2 任命権者は、次に掲げる<u>職員が、規則の定めるところにより、その</u>子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、<u>当該職員</u>が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童及び児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に同法第6条の4第1号に規定する養育里親として同法第27条第1項第3号の規定により委託されている者を含む。以下この項及び次条において同じ。）を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則の定めるところにより当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割り振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。 (1) 小学校就学の始期に達するまでの子<u>のある職員</u> (2) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子<u>のある職員であって、規則で定めるもの</u> 2 前項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる<u>職員が、規則の定めるところにより、その</u>子（民法（明治

改 正 案	現 行
の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて<u>当該職員</u>が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童及び児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に同法第6条の4第1号に規定する養育里親として同法第27条第1項第3号の規定により委託されている者を含む。以下この項及び次条において同じ。）<u>」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。</u>	29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、<u>当該職員</u>が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童及び児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に同法第6条の4第1号に規定する養育里親として同法第27条第1項第3号の規定により委託されている者を含む。以下この項及び次条において同じ。）<u>を養育する」とあるのは、「第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員が、規則の定めるところにより、当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。</u>
3 略 （育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）	3 略 （育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）
第8条の3 略	第8条の3 略
2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの</u>子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。	2 任命権者は、<u>3歳に満たない</u>子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。
3 略	3 略
4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期	4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期

改 正 案	現 行
に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親（当該子について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者及び児童福祉法第27条第1項第3号の規定により委託されている同法第6条の4に規定する里親を含む。）であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの</u>子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、公務の運営に支障がある」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。 5 略	に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親（当該子について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者及び児童福祉法第27条第1項第3号の規定により委託されている同法第6条の4に規定する里親を含む。）であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「<u>3歳に満たない</u>子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、公務の運営に支障がある」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。 5 略

4 議案第45号関係

おいらせ町職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表（抜粋）

改 正 案	現 行
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項（育児休業法第12条及び<u>第19条第6項</u>において準用する場合を含む。）、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項（育児休業法第11条第2項において準用する場合を含む。）、第14条及び第15条（これらの規定を育児休業法第17条において準用する場合を含む。）、同条並びに第19条第1項<u>から第3項まで及び第5項の</u>規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 (部分休業をすることができない職員) 第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員 (2) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。<u>。次条及び第25条第2項において同じ。</u>） (<u>第1号部分休業</u>の承認) 第20条 <u>育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。</u> 2 労働基準法第67条第1項の育児時間又は勤務時間条例第15条の2第1項の介護時間	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項（育児休業法第12条及び<u>第19条第3項</u>において準用する場合を含む。）、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項（育児休業法第11条第2項において準用する場合を含む。）、第14条及び第15条（これらの規定を育児休業法第17条において準用する場合を含む。）、同条並びに第19条第1項<u>及び第2項の</u>規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 (部分休業をすることができない職員) 第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員 (2) 勤務日の日数<u>及び勤務日ごとの勤務時間</u>を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。） (<u>部分休業</u>の承認) 第20条 <u>部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</u> 2 労働基準法第67条第1項の育児時間又は勤務時間条例第15条の2第1項の介護時間

改 正 案	現 行
を承認されている職員（非常勤職員を除く。）に対する<u>第1号部分休業</u>の承認については、1日につき2時間から当該育児時間及び当該介護時間の時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する<u>第1号部分休業</u>の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が労働基準法第67条第1項の育児時間を承認されている場合にあつては、当該5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。 <u>（第2号部分休業の承認）</u> <u>第21条 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。</u> <u>（1） 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数</u> <u>（2） 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数</u> <u>（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）</u> <u>第22条 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u> <u>（育児休業法第19条第2項第2号の条例で定める時間）</u> <u>第23条 育児休業法第19条第2項第2号の</u>	を承認されている職員（非常勤職員を除く。）に対する<u>部分休業</u>の承認については、1日につき2時間から当該育児時間及び当該介護時間の時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する<u>部分休業</u>の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が労働基準法第67条第1項の育児時間を承認されている場合にあつては、当該5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。 <u>（部分休業をしている職員の給与の取扱い）</u> <u>第21条 職員が、部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第18条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を減額して支給する。</u> <u>2 部分休業をしている非常勤職員の給与については、前項の規定の適用を受ける職員との権衡を考慮し、予算の範囲内で任命権者が定める。</u> <u>（部分休業の承認の取消事由）</u> <u>第22条 第13条の規定は、部分休業について準用する。</u>

改 正 案	現 行
<u>条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</u> (1) <u>非常勤職員以外の職員 77時間30分</u> (2) <u>非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間</u> <u>(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)</u> <u>第24条 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生ずることとなったこととする。</u> <u>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</u> <u>第25条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第18条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を減額した給与を支給する。</u> <u>2 部分休業をしている非常勤職員の給与については、前項の規定の適用を受ける職員との権衡を考慮し、予算の範囲内で任命権者が定める。</u> <u>(部分休業の承認の取消事由)</u> <u>第26条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が育児休業法第19条第3項の規定による変更をしたときとする。</u> (委任) <u>第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</u>	(委任) <u>第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</u>

5 議案第46号関係

おいらせ町移動等円滑化のために必要な町道の構造及び特定公園施設の設置に関する
基準を定める条例 新旧対照表（抜粋）

改 正 案	現 行
（園路及び広場） 第36条 略 （1）～（5） 略 （6） 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び令<u>第22条第2項第1号</u>に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。 （7） 略	（園路及び広場） 第36条 略 （1）～（5） 略 （6） 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び令<u>第21条第2項第1号</u>に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。 （7） 略

6 議案第47号関係

神明橋橋梁補修工事請負契約の締結について

入 開 札 一 覧 表

開 札 執 行 日	令和 7年 5月21日		
入 札 執 行 者	財政管財課長 田中 淳也	入札立会者	会計管理者 澤頭 則光
番 号 ・ 件 名	工 事 第 10 号 神明橋橋梁補修工事		
納 品 場 所	おいらせ町 阿光坊 地内		
入札書比較価格 (予定価格の税抜)	金 116,920,000 円		
予定価格(税込)	金 128,612,000 円		
入 札 者 氏 名	入 札 結 果 順位	金 額	備 考
株式会社柏崎組	1	111,200,000	落札
株式会社三村興業社	9	116,920,000	
株式会社カネヒロ	9	116,920,000	
川口建設株式会社	8	116,900,000	
有限会社山崎土建	4	116,000,000	
株式会社種市建業	4	116,000,000	
株式会社佐藤建設工業	3	115,800,000	
丸井重機建設株式会社	2	114,500,000	
株式会社福萬組	4	116,000,000	
有限会社中村建設	4	116,000,000	

落札額 111,200,000円(税抜) 契約額 122,320,000円(税込)

※ 入札書比較価格及び入札金額には消費税額が含まれていない。

7 議案第48号関係

下田公園野球場クレイ舗装等改修工事請負契約の締結について

入 札 一 覧 表

開 札 執 行 日	令和 7年 5月21日		
入 札 執 行 者	財政管財課長 田中 淳也	入札立会者	会計管理者 澤頭 則光
番 号 ・ 件 名	工 事 第 22 号 下田公園野球場クレイ舗装等改修工事		
納 品 場 所	おいらせ町	西後谷地	地内
入札書比較価格 (予定価格の税抜)	金 89,270,000 円		
予定価格(税込)	金 98,197,000 円		
入 札 者 氏 名	入 札 結 果 順位	金 額	備 考
株式会社柏崎組	8	89,270,000	
株式会社三村興業社	8	89,270,000	
有限会社リミックス	2	87,600,000	
下道建設株式会社	3	88,500,000	
株式会社カネヒロ	8	89,270,000	
川口建設株式会社	5	89,000,000	
有限会社山崎土建	5	89,000,000	
有限会社新組工業	7	89,200,000	
有限会社新幸建設	4	88,550,000	
株式会社種市建業	1	84,800,000	落札

落札額 84,800,000円（税抜） 契約額 93,280,000円（税込）

※ 入札書比較価格及び入札金額には消費税額が含まれていない。